

審議会の傍聴に関する注意事項

※携帯電話等、音の出るものについては、音が出ないように処置してください。

※傍聴される方は、審議会の事務局の職員の指示に従って傍聴してください。

※次の各号のいずれかに該当する方は、傍聴席に入ることができません。

- ・人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している方
- ・ビラ、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している方
- ・拡声器、メガホンの類又は笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している方
- ・酒気を帯びていると認められる方
- ・前各号に掲げる者のほか、会議を妨害するおそれがあると認められる方

※傍聴される方は、傍聴席において、次の事項を守ってください。

- ・会議での言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表現しない。
- ・私語、談笑その他会議の妨害となるような行為をしない。
- ・はり紙を行い、旗又は垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしない。
- ・飲食又は喫煙をしない。
- ・前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしない。

上記の規定に違反したときは、これを制止するとともに、命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることがあります。

益 城 町